



苫小牧市役所 → 市政情報 → 財政 → 入札、契約関係のお知らせ → 入札情報 → 工事用申請書様式(簡易型地域密着一般競争入札)

ツイート

いいね！ 0

工事用申請書様式(簡易型地域密着一般競争入札)

※落札候補者となった場合、下記より必要な書類をダウンロードして提出してください。

工事用申請書様式

申請書様式(工事)	添付書類
1 doc 類似工事施工実績調査(31.0 KB)	契約書の写し又は工事実績証明書
2 doc 工事実績調査(苫小牧市発注工事用)(14.50 KB)	
3 doc 工事実績調査(28.50 KB)	
4 xls 配置予定技術者調査(36.50 KB)	資格を確認できる合格証書等の写し
5 doc 資本関係・人的関係に関する調査(32.50 KB)	
6 doc 共同企業体協定書(31.50 KB)	
7 doc 現場代理人兼任届出書(22.50 KB)	現在施工中の工事に従事している現場代理人を、今回申請する工事と兼任させたい場合に提出。
8 doc 繙続雇用申立書(23.50 KB)	3ヶ月雇用確認書類がない場合に提出。
9 docx 工事着手日申出書(13.08 KB)	苫小牧市余裕期間設定工事試行要領の対象工事の場合、契約締結日の前日までに提出。

※ 1とその添付書類があれば、2,3は必要ありません。2は苫小牧市発注の工事で、契約書等の写しがないときに提出、3は苫小牧市以外の工事で、同じく契約書等の写しがないときに提出するものです。

お問い合わせ

財政部契約課

電話：工事契約担当:0144-32-6216、物品契約担当:0144-32-6223

[フォームからのお問い合わせ（リンク）](#)

共同企業体協定書

第1条（目的） 当共同企業体は、苫小牧市発注に係る次の工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負（附帯する事業を含む。）を共同連帶して営むことを目的とする。

（工事名）

第2条（名称） 当共同企業体の名称は、次のとおりとする。

特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）

第3条（事務所の所在地） 当企業体の事務所の所在地は、次のとおりとする。

第4条（成立及び解散の時期） 当企業体は、この協定の締結の日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。ただし、苫小牧市長及び構成員の同意のもとに、これを延長又は

短縮することができる。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請

負契約が締結された日に解散するものとする。

第5条（構成員の住所及び名称） 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

本店所在地

商号・名称

本店所在地

商号・名称

本店所在地

商号・名称

第6条（代表者の名称） 当企業体は、次の者を代表者とする。

商号・名称

第7条（代表者の権限） 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、苫小牧市長及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条（構成員の出資の割合等） 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員商号・名称	出資の割合	%
----------	-------	---

構成員商号・名称	出資の割合	%
----------	-------	---

構成員商号・名称	出資の割合	%
----------	-------	---

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

第9条（運営委員会） 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協

議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

第10条（構成員の責任） 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

第11条（取引金融機関） 当企業体の取引金融機関は、次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条（決算） 当企業体は、工事完成のとき、当該建設工事について決算するものとする。

第13条（利益金の配当の割合） 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

第14条（欠損金の負担の割合） 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

第15条（権利義務の譲渡の制限） この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

第16条（工事途中における構成員の脱退に対する措置） 構成員は、苫小牧市長及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員は、共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

第16条の2（構成員の除名） 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名する

することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置） 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条の2（代表者の変更） 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを

代表者とができるものとする。

第18条（解散後のかしだ担保責任） 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任するものとする。

第19条（協定書に定めのない事項） この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

当企業体の結成について、当事者全員は、上記の条項により協定する。

この協定を証するため、本書一通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、1通を入札参加資格審査の申請のため苫小牧市長に提出する。

令和 年 月 日

住 所

商号・名称

代 表 者

印

住 所

商号・名称

代 表 者

印

住 所

商号・名称

代 表 者

印